

年三月卒業予定者の卒業式が年内の十二月二十六日に行われた。

① 校友会解散・報國団結成

『団報』第一号（昭和十六年九月三十日。東京美術学校報國団）に次の記事が掲載されている。

東京美術学校報國團の結成

昭和十六年二月十一日紀元節の佳節を卜し、吾が報國團は式典後華々しく澤田（源一）團長の挨拶があつて結成され次でその規則が成立し、役員が任命されて茲に目出度く報國團が結成されたのである。

抑大學専門學校及び中等學校職員生徒は各學校にあつてそれ／＼の校友會の名の下に獨自の會を組織して、戰時體制に即應しつゝあつたが、文部當局の方針の下に全國的同一組織機構の下に結成されたのである。我々東京美術學校に於ては、特色ある職域に邁往すべく全員の奉仕的精神は日増實行に移されつゝあつて將來の發展期して俟つべきものがある。

その規則と役員は次の通りである。

東京美術學校報國團規則

名稱

第一條 本團ハ東京美術學校報國團ト稱ス

目的

第二條 本團ハ學行一如ノ理想ノ下ニ皇國臣民トシテ負荷ノ大任

ニ堪フベキ人物ヲ鍊成シ以テ校風ノ維持發揚ニ資スルヲ

組織

目的トス

第三條

本團ハ東京美術學校職員及生徒ヲ以テ團員トス

本團ニ左ノ各部ヲ置ク

一、總務部

總務部ハ本團ノ使命タル校風作興、風尙刷新ノ中心トナリ各部ノ事業ニ關シ企畫統制ヲ爲スノ外全般的施設並ニ事業及他部ニ屬セザル施設並ニ事業ヲ行フ

總務部ハ本團ノ庶務及會計ノ事務ヲ掌ル

二、鍊鍛部

鍊鍛部ハ剛健旅行、武道及各種ノ體育運動ヲ行フ

三、國防訓練部

國防訓練部ハ射擊、馬術、海事訓練、防空訓練、滑空訓練、自動車及航空機操縱等ノ國防的訓練ヲ行フ

四、文化部

文化部ハ興亞研究、文學、音樂、技藝、作法等ヲ行フ

五、生活部

生活部ハ保健、共濟、學費、宿所等ニツキ指導斡旋ヲ爲ス

各部ハ必要ニ應ジ更ニ之ヲ班ニ分ツコトヲ得

役員

第四條

本團ニ式ノ役員ヲ置ク

一、團長

學校長之ニ當リ本團ヲ統轄シ役員ヲ任免ス